令和5年度 第2回庁議要旨

日時:令和5年5月8日(月)

午前9時~午前9時25分

会場:庁議室

[審議事項]

1 公共交通利用促進デーの実施について(復興企画部)

令和3年度末に策定した「石巻市総合交通計画」の施策として、昨年度は7月から12月までの6か月間、毎月第4金曜日に、積極的に公共交通を活用して通勤する「公共交通チャレンジデー」を実施し、本市職員が先行して自家用車の利用抑制及び公共交通の利用促進に取り組むとともに、実施後のアンケートで課題の洗い出しを行った。

石巻市総合交通計画に掲げる施策「公共交通に対する市民意識の改善」の中で、モビリティマネジメントを推進するため、引き続き、本市職員が率先して取り組み、今後の市全体への浸透につなげるもの。

(1) 主な内容

普段、公共交通以外の手段で職場に通勤している職員について、鉄道やバスなどの公共交通を用いた通勤を行う「公共交通利用促進デー」を実施することにより、本市の地域交通の維持に対する職員の意識向上を図り、併せて、全市的なモビリティマネジメントの推進に役立てていくもの。

ア 対象職員

行政職の一般職員等(任期付、再任用、派遣職員、会計年度任用職員を含む。)

イ 公共交通利用促進デーの設定

毎週金曜日 (祝日等の場合はその前日)

ウ実施方法

職員個人が毎月1回以上任意の金曜日を選択し、職場までの通勤手段として、鉄道、バス、 タクシーの公共交通を活用する。

(2) 今後の予定

令和5年 5月 職員通勤実態調査

6月~3月 公共交通利用促進デーの実施(毎週金曜日)

月ごとに参加状況を取りまとめ

令和6年 2月 職員アンケート実施

2 字の区域を変更することについて(市民生活部、牡鹿総合支所)

宮城北部森林管理署が管理する国有林野(土地)において売却及び所管換の計画があり、該当する土地はどの字にも属しない地区のため、不動産登記法(平成16年法律第123号)第36条の規定に基づく不動産登記(土地表示登記)ができない状況となっている。

このため、宮城北部森林管理署から同地区の土地について、字の区域を変更するよう依頼があった。 公有地の適正な管理及び国の事務事業の円滑な推進に資するため、対象となる土地について字の区域 を変更するもの。

(1) 主な内容

区域を変更する字名	国有林野所在	用途	面積	今後の予定
鮎川浜四ツ小谷	鮎川浜四ツ小谷1番 地先のうちの一部	山林	78.85 m²	将来的に売却
		宅地	595. 27 m ²	令和5年度に売却
		河川	112.96 m²	宮城県へ所管換
		計	787.08 m²	

(2) 今後の予定

令和5年 6月 市議会第2回定例会に字の区域を変更することについて提案 市議会議決後、変更する区域として告示

[報告事項]

1 Chat GPTに関するセキュリティ上のリスクについて(復興企画部)

ChatGPT (チャット・ジー・ピー・ティー) は、米OpenAI社が開発した自然言語処理モデルで、人工知能 (AI) を搭載したチャットボットであり、様々な質問や会話に対して、人工知能による極めて自然な回答や対話を実現しているが、外部には公開していない情報や個人情報などを、職員が外部にデータを送信しているという意識がないまま、チャット上に入力してしまいAIの学習データに使用・拡散されるセキュリティ上の潜在的なリスクが懸念される。

業務を効率的に進める上で便利な機能も有するが、思わぬ形で情報漏えいに至ってしまうケースが想 定されるため、その取扱いを定めたもの。

(1) 主な内容

業務におけるChatGPT及びそれに類似するインターネットサービスの使用や導入については、 今後の国の動向などを踏まえて慎重な対応が必要なので、当分の間、使用を見合わせる。

(2) 今後の予定

今後の国の動向・指針等を踏まえて慎重な対応を行う。

2 東日本大震災に係る災害援護資金の申請期限の延長について(保健福祉部)

災害援護資金の申請期限については、当初期限の平成30年3月31日から1年間の延長が5度行われ、令和5年3月31日までとされていたが、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」の一部を改正する政令が令和5年4月1日に施行され、更に1年間延長された。

災害援護資金の申請期限を延長することで、被災者の生活再建に資するもの。

(1) 主な内容

災害援護資金の申請期限を「令和5年3月31日」から「令和6年3月31日」までとし、1年間 延長するもの。

(2) 今後の予定

令和5年4月 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正(令和5年4月1日遡及適用)

3 いしのまき観光大使の新規委嘱について(産業部)

観光大使は、観光・物産のPRや、イメージアップなどを担う重要な役割であり、宮城県や仙台市のほか、各自治体で委嘱している。

本市においては、東日本大震災で得た支援者とのつながりなどを大切にし、現在13名1組を委嘱しているが、随時新規委嘱について検討を行ってきた。

観光大使の委嘱により、本市の魅力を広く紹介し、市の観光振興とイメージアップを図るもの。

(1) 主な内容

ア 新規委嘱者

以下の5名に対して、令和5年4月1日付けで新規にいしのまき観光大使を委嘱。

- ・矢野 きよ実:書家、タレント。震災以降、教育活動やイベント等で雄勝地区を支援。
- ・高砂 淳二:本市出身の自然写真家。世界的に有名な写真コンクールで最優秀賞を受賞。
- ・武藤 真也:本市出身のダンサー。著名なアーティストの振り付け等を数々担当。
- ・塚越 慎子:マリンバ奏者。国内外の著名なコンクールで多数受賞。本市で演奏実績あり。
- ・柳生 九兵衛:グルメコメンテーター等を務め、B級グルメに詳しく、石巻おでん大使も委嘱されている。

イ 任期

委嘱した日から起算し3年目の年度の末日まで(再任を妨げず、任期終了前に再任の確認を行う。)

ウ報酬等

- (ア) 無報酬(ただし、市の依頼で旅行をした場合、予算の範囲内において費用弁償を支給する。)
- (4) 支給物:観光宣伝に寄与するための名刺、本市に関する情報誌及び資料等

(2) 今後の予定

令和5年4月~ 各大使出演イベント等で委嘱状を交付

4 石巻市博物館協議会条例の整理について(教育委員会)

石巻市博物館協議会条例(以下「条例」という。)は、その一部に博物館法(以下「法」という。)を 引用する条項があるが、法の一部を改正する法律が施行され引用条項の条ずれが生じている。

条例を一部改正し、引用条項の条ずれの整理を行うもの。

(1) 主な内容

博物館法の一部改正に伴い、石巻市博物館協議会条例を以下の通り整理する。

石巻市博物館協議会条例第1条中「博物館法(昭和26年法律第285号)<u>第20条</u>第1項の規定に基づき」を「博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項の規定に基づき」に改める。

(2) 今後の予定

令和5年6月 市議会第2回定例会に石巻市博物館協議会条例の一部改正について提案 (公布の日から施行)

【その他】

- ・Logo フォームの導入について(復興企画部)
- ・「石巻市地域づくり基金事業助成金」に係る公開プレゼンテーションの開催について(市民生活部)

以上